

弊社控え

ペーパードライバー教習 受講報告書

受講者	様		日付	/ ()
	男性	女性	代	走行内容
免許証の有効期限	年	月	日	インストラクター
教習サービス契約書 私は、本書裏面記載の教習サービス契約の内容を承諾した上で受講致します。				本人サイン 印

基礎走行	アクセル&ブレーキワーク		駐車	右バック	
	速度・車間・センターキープ			センターポジション	
停車	技術力・判断力		車線変更	縦列動作	
カーブ コントロール	コントロール（住宅街）			左バック	
	内輪差（狭路・住宅街）			特殊・応用（ ）	
障害対処 （1車線）	停車車両（確認・マージン）		障害対処 （2車線）	キープ走行	
	自転車・歩行者（速度・マージン）			距離感	
	複合（スペース判断・すれ違い判断）			実践力	
交差点 （信号あり）	左折（巻き込み・キープレフト）		特殊走行	ナビゲーション走行	
	右折（基本形の判断・タイミング）			高速道路チャレンジ	
	右折（類型・状況判断・対処）			首都高チャレンジ	
交差点 （信号なし）	優先の見極め		目的地走行	目的地①の安定度	
	優先対処（飛出し予測）			目的地②の安定度	
カーブミラー	非・優先対処				
	発見力・確認力（一時停止・飛出し・カーブ）				

【/】未経験 【×】課題 【△】もう一歩 【◎】出来た 【○】安定 【◎】身に付いた

現状の課題と今後のトレーニング方法

事故リスク

優先過信 非・優先対処の誤り 見落とし・判断ミス 追突（する・される） 駐車場内 右方・左方接触 内輪差 車線変更ミス 障害物対処（2車線） 狭路接触
--

特記

お客様控え

ペーパードライバー教習 受講報告書

受講者	様	日付	/ ()
	男性 女性	代	走行内容
免許証の有効期限	年 月 日	インストラクター	
教習サービス契約書			本人サイン
私は、本書裏面記載の教習サービス契約の内容を承諾した上で受講致します。			印

基礎走行	アクセル&ブレーキワーク		駐車	右バック	
	速度・車間・センターキープ			センターポジション	
停車	技術力・判断力		縦列動作	左バック	
カーブ コントロール	コントロール（住宅街）			特殊・応用（ ）	
	内輪差（狭路・住宅街）			車線変更	キープ走行
障害対処 （1車線）	停車車両（確認・マージン）		距離感		
	自転車・歩行者（速度・マージン）		実践力		
	複合（スペース判断・すれ違い判断）		障害対処 （2車線）	発見力	
交差点 （信号あり）	左折（巻き込み・キープレフト）			判断力	
	右折（基本形の判断・タイミング）			特殊走行	ナビゲーション走行
	右折（類型・状況判断・対処）		高速道路チャレンジ		
交差点 （信号なし）	優先の見極め		首都高チャレンジ		
	優先対処（飛出し予測）		目的地走行	目的地①の安定度	
	非・優先対処			目的地②の安定度	
カーブミラー	発見力・確認力（一時停止・飛出し・カーブ）				

【/】未経験 【×】課題 【△】もう一歩 【◎】出来た 【○】安定 【◎】身に付いた

現状の課題と今後のトレーニング方法

事故リスク

優先過信 非・優先対処の誤り 見落とし・判断ミス 追突（する・される） 駐車場内 右方・左方接触 内輪差 車線変更ミス 障害物対処（2車線） 狭路接触
--

特記

ペーパードライバー教習のサワムラガク 【mail】sawagaku@sgpds.com
 【Tel】03-4285-3149 【Address】〒179-0081 東京都練馬区北町8-5-2 wakouS-105

教習サービス契約書

合同会社サワムラガク（以下「甲」という）は、受講者欄にサインした者（以下「乙」という）に対し、甲の提供するドライバー教習サービスに対する契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（教習サービスの定義）

甲が乙に対し行う教習サービスの定義は、甲が乙に対し車の運転を教えるサービス（以下「教習サービス」という）とする。

第2条（サービス期間）

教習サービスの期間は表面の日付欄の期間とする。

第3条（サービス料とその支払い）

乙が甲に対し支払う料金は、甲が保有するホームページの料金とする。

その支払いは、教習サービスが終了した時点での精算とし、現金での取引とする。

第4条（事故時の損害補填）

1、甲が保有する教習車で、教習サービス中における事故に対する損害（対人賠償、対物賠償、人身傷害補償）の補填は、甲が加入する自動車賠償責任保険、及び、自動車任意保険（対人賠償保険）（対物賠償保険）（人身傷害補償保険）にて補填するものとする。

2、甲が保有する教習車で、教習サービス中における事故に対する損害（教習車賠償）の補填は、甲が責任を負うものとする。但し、インストラクターの指示に意図的に従わずに発生した事故については、乙に対し過失と責任を求める。

3、乙が保有する車両（マイカー）での、教習中における事故に対する損害（対人賠償、対物賠償、人身傷害補償）の補填は、乙が加入する自動車賠償責任保険、及び、自動車任意保険（対人賠償保険）（対物賠償保険）（人身傷害補償保険）にて補填するものとする。

4、乙が保有する車両での、教習サービス中における事故に対する損害（乙が保有する車両への賠償）の補填は、乙が加入する車両保険にて補填するものとする。加入していない場合は、乙が支払うものとする。

第5条（交通違反） 交通違反が発生した場合は、あらゆる理由や状況を問わず、運転していた者（違反をした者）がその責任を負う。

第6条（機密保持） 甲が教習サービスの遂行上、知り得た乙の情報は第三者に漏洩してはならない。

第5条は本契約の終了後も効力を有する。

第7条（契約解除） 当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第8条（合意管轄） 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書を1通作成し、甲及び乙の表面サイン欄へのサインにより本契約の成立とする